

関係各位

早稲田大学

**被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する
入学検定料、登録料・学費等減免について**

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保障するため、被災の状況により、入学検定料の免除、登録料・学費等の減免制度を用意しております。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の制度の適用を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

早稲田大学入学試験の志願者のうち、**学費負担者（主たる家計支持者）が、当該試験における入学年月日から遡って1年以内に災害救助法が適用された市町村（下記「3. 災害救助法適用地域」参照）**で被災された方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、登録料、学費等の減免を希望する方（出願後に被災された方を含む）。

- ※ 入試種別は問いません。
- ※ 「登録料」は、入学者に限り「入学金」に振り替えます。
- ※ 審査の結果、減免の対象となった方であっても、実際に入学しなかった場合には、支払い済みの登録料は返還されません。
- ※ 在学生は、[こちらの](#)ページから申請してください。

2. 被災の程度による学費等の減免基準

本制度の適用は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除
半壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除
一部損壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除	適用なし
被害なし	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除	適用なし

※被害認定区分が「床上浸水」の場合、「一部損壊」と見なします。

3. 災害救助法適用地域

(2026年2月8日現在)

●令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法適用地域

【青森県】

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鮎ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町
(法適用日：令和8年1月29日)

西津軽郡深浦町 (法適用日：令和8年1月30日)

中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村 (法適用日：令和8年2月2日)

【新潟県】

小千谷市、魚沼市 (法適用日：令和8年2月2日)

長岡市 (法適用日：令和8年2月3日)

上越市 (法適用日：令和8年2月4日)

【秋田県】

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町 (法適用日：令和8年2月3日)

【山形県】

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村 (法適用日：令和8年2月4日)

尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町 (法適用日：令和8年2月5日)

(2025年12月9日現在)

●令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法適用地域

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町 (法適用日：令和7年12月8日)

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町 (法適用日：令和7年12月8日)

(2025年11月21日現在)

●令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害救助法適用地域

【大分県】

大分市 (法適用日：令和7年11月18日)

●令和7年台風第22号に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【東京都】

島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村 (法適用日：令和7年10月8日)

4. 申請方法

以下の「必要書類」を揃えて、「申請書送付先」まで郵送してください。

必要書類

- ①「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」（所定様式）
※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください（記入例を参照してください）。
家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。
- ②市区町村発行の「罹災証明書」
※罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。
- ③学費負担者（主たる家計支持者）の収入の状況が分かる資料
※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。
被災の前後で収入に変化がない場合、提出は不要です。
- ④志願者および学費負担者（主たる家計支持者）の「住民票」の写し
※世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。
- ⑤「戸籍抄本」
※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。
- ⑥「診断書」
※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

申請書送付先

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学入学センター 入学検定料等減免係

5. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限：**当該試験における入学年月日の2週間前まで**（消印有効）

- ※ 減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。
- ※ お支払済みの入学検定料および登録料の取扱いについて
本学の審査により学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料および登録料を返還いたします。なお、登録料の返還は、本学に入学した場合に限ります。

申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター
電 話：03-3203-4331

e-mail : nyusi@list.waseda.jp